

官公庁職員向け VISA カード会員特約

第1条（導入法人）

1. 九州カード株式会社（以下「当社」という）に対して、本特約を承認のうえ会員の区分を指定して加入を申し込み、当社との間で加入に関する合意が成立した官公庁、企業、団体を導入法人といいます。
2. 導入法人は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）の利用者を会員規約に定める本会員として導入法人の役職者等から予め指定するものとします。

第2条（管理責任者）

1. 当社は導入法人に対して、導入法人を代表して本カード使用者の入会申込、諸届出、退会手続及び当社との連絡調整を担当する管理責任者の選定及び届出を依頼する場合があります。
2. 管理責任者に変更が生じた場合は、導入法人は当社所定の方法により遅滞なく届け出るものとします。

第3条（年会費）

当社と導入法人との間で別途取り決めるものとします。

第4条（会員資格の喪失）

当社は会員が次のいずれかに該当する場合には、本特約により会員資格を喪失させることができるものとします。

- (1) 本会員が導入法人を退職したとき。または導入法人が当該カードのカード使用を停止する旨を当社へ届け出たとき。
- (2) 導入法人と当社とのクレジットカード取引システムへの加入に関する合意が解除された場合。
- (3) 本会員の入会後から当社の定める一定期間において、一度も本カードのクレジット利用実績がない場合。

第5条（本特約の改定）

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、九州カード会員規約が適用されます。

第6条（本特約の優先的適用）

本特約の内容と九州カード会員規約の内容とが相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。

以 上

(2005 年 4 月改定)